

岩手県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
阿部医院	一関市巖美町字沖野々174番地	平成22年4月19日
おだしま歯科クリニック	北上市九年橋三丁目18番15号サンファミリーミタ1階A号	平成22年5月1日
鈴木歯科医院	釜石市中妻町三丁目7番10号	平成22年5月10日